

プレママ・プレパパ講座事業委託業務仕様書(案)

1 委託業務名

プレママ・プレパパ講座事業委託業務(案)

2 趣旨・目的

親になる予定の夫婦や乳幼児の保護者を対象に、地域子育て支援の情報を発信し、妊娠期から地域子育て支援拠点とつながる機会を提供する。「結婚・妊娠・出産・子育ては男女が共に担うべき共通の課題である」という認識を広め、夫婦(又は保護者)が協力し合う「共育(ともいく)」を推進することで、安心して子育てできる環境づくりを目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日(木)までの間とする。

4 委託業務の内容

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。

なお、業務の一部を再委託することで、効果の飛躍的な向上が見込める場合は、業務の一部を再委託することが可能であるが、その際はあらかじめ県民会議の承諾を得ること。また、業務の実施にあたっては、県民会議と協議のうえを進めること。

(1) 講座の企画、運営

親になる予定の夫婦や乳幼児の保護者を対象とした、プレママ・プレパパ講座を開催する。

ア 日程、回数、会場等の設定

・ 講座の開催は、県内4カ所(東信、北信、中信、南信)で各1回ずつ実施することとし、下記イの①～④については、1夫婦(家族)に①～④の全てに参加してもらうことが望ましいこととする。

・ 県内4カ所については、異なる市町村とすること。

(東信、北信、中信、南信の各圏域から1カ所ずつとなることが望ましい。)

・ 時間は下記イの①～④の合計が2時間程度となること。

・ 会場の規模等により、開催カ所、回数については増やすことも可能である。

イ 講座の企画(テーマ、内容等)

・ 次の①から④を実施する。

① 地域の支援制度紹介(子育て応援パスポート・助成金など)

② 地域子育て支援拠点の所長等による地域の子育て支援拠点情報の提供

③ 家庭における「共育(ともいく)」の実践等についての普及啓発

④ 参加型交流イベント(例 ベビーマッサージ教室、マタニティ・産後ヨガ体験等)

・ ③には、パパサークル等を活用した普及啓発を含め、この講座が父親同士の交流の場づくりの機会にもなるよう工夫すること。

- ・必要に応じて、こどもひろば等を用意すること。
- ・オンラインの活用等、幅広いニーズに対応した講座とすること。
- ・講師の選定は具体的に提案すること。
- ・参加者は原則夫婦（家族）で参加するものとし、参加費は原則無料とする。
- ・特定の企業や団体の宣伝に繋がる演出や利益目的の演出は行わないこと。
- ・講座の開催にあたっては、地域子育て支援拠点と連携に努めること。

ウ 広報

- ・講座の開催に関しては県と共に、参加対象者をはじめ県民に対し効果的に広報すること。特に父親の積極的な参加を促すこと。

(2) アンケートの実施・検証

プレママ・プレパパ講座開催後は、アンケートを実施するとともに検証を行い、その結果を県に報告すること。アンケートの質問項目については、県と協議のうえ決定すること。

5 全事業に係る要求水準

- (1) 事業に係る実施体制を整備すること。
- (2) 業務実施に関する効果的な広報を行うこと。
- (3) 家族の参加数延べ 60 組（1 か所あたり 15 組程度）を目標とする。
- (4) 共育（ともいく）を实践しようと思った参加者の割合を 90%以上にするを目標とする。
- (5) 独自提案を行うこと。（例：地域ごと（4 圏域）のオリジナル企画、SNS・ショート動画を活用した講座の雰囲気分かる広報 ほか）

6 業務完了報告書等の提出

委託業務完了後 10 日以内、又は令和 8 年 12 月 31 日のいずれか早い日までにプレママ・プレパパ講座事業委託業務完了報告書（委託契約書様式第 1 号）に関係書類を添えて、県民会議に提出すること。

7 成果品

- (1) 業務報告書には最低限以下を記載・添付すること。
 - ・ PR に関する広報物
 - ・ アンケート実施結果・各種グラフ等
- (2) 業務の実施に要した経費の内訳書
- (3) その他、成果品として認められるもの

8 個人情報の取り扱い

本委託業務においては個人情報を取り扱うため、受託者は、委託契約書別紙 1 の「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

9 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、委託業務終了後であっても同様とする。

受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により本委託事業を離れる場合についても、受託者はその者に対して取得した情報を秘匿させなければならない。

また、再（々）委託先においても、受託者と同等の守秘義務を負うものとする。

10 その他

- (1) 講座が中止となった場合、両者協議の上、委託料を減額する場合がある。
- (2) 委託業務の過程で生じた全ての著作権（著作権法第 17 条第 1 項に規定する著作権をいい、同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。
- (3) 受託者は、県に対し、委託業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作者人格権（著作権法第 17 条第 1 項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、県民会議と受託者が協議して決定する。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県民会議と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (6) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県民会議との連絡調整を行なうこと。
- (7) 受託業務の実施に当たっては、長野県庁等において打合せを行うこと。